

松江市告示第 130 号

松江市骨髓移植ドナー支援事業実施要綱（平成 28 年松江市告示第 101 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(終期) 第 9 条 この要綱に基づく助成金の終期は <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> とする。 様式第 1 号(第 4 条関係) 年 月 日 (あて先)松江市長 申請者 住所 氏名 松江市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書 略 様式第 3 号(第 6 条関係) 年 月 日 (あて先)松江市長 申請者 住所 氏名 松江市骨髓移植ドナー支援事業助成金請求書 略	(終期) 第 9 条 この要綱に基づく助成金の終期は <u>令和 4 年 3 月 31 日</u> とする。 様式第 1 号(第 4 条関係) 年 月 日 (あて先)松江市長 申請者 住所 氏名 印 松江市骨髓移植ドナー支援事業助成金交付申請書 略 様式第 3 号(第 6 条関係) 年 月 日 (あて先)松江市長 申請者 住所 氏名 印 松江市骨髓移植ドナー支援事業助成金請求書 略

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。